

令和 7 年度 水 質 検 査 計 画

八潮市水道部

水質検査計画とは

八潮市水道部は皆さまに安全で良質な水をお届けするために、深井戸から浄水場・配水場の出口、末端の給水栓までの水質検査を定期的に行い、水質管理に万全を期しています。水質管理には適切な水質検査が必要です。「どこで、どんな項目について、どれくらいの回数の検査を行うか」等をまとめたものが、水質検査計画です。

令和 7 年度水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
- 4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 放射性物質の検査
- 8 水質検査の自己／委託の区分
- 9 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10 水質検査の実施に際し配慮すべき事項
- 11 水質検査項目一覧表

1 基本方針

- 八潮市水道部は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合するように管理するため、定期に行う水質検査について計画を策定します。
(水道法施行規則第 15 条第 1 項第 2 号)
- 定期の水質検査について、検査の項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。(水道法施行規則第 15 条第 7 項第 2 号)
- 臨時に行う水質検査についても、実施する要件、検査項目及び実施方法の原則を定めます。(水道法施行規則第 15 条第 2 項)
- 水道法第 20 条第 3 項の規定により、水質検査を委託する内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託の理由等について定めます。
- 水質検査計画による検査結果については、評価の上、公表します。
(水道法第 24 条の 2、水道法施行規則第 17 条の 5)

2 水道事業の概要

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 事業体の名称 | 八潮市 |
| (2) 主な給水区域 | 八潮市内 18.02k m ² |
| (3) 給水人口 | 93,086 人 (令和 5 年度末現在) |
| (4) 普及率 | 99.99% |
| (5) 一日最大配水量 | 30,120m ³ (令和 5 年度) |
| (6) 一日平均配水量 | 28,507m ³ (令和 5 年度) |
| (7) 水源の種別・名称 | |
| 地下水 (深井戸) | 第 1～8 号井 |
| 浄水受水 | 埼玉県企業局新三郷浄水場及び庄和浄水場から供給される浄水 |
| (8) 浄水場の名称及び浄水処理方法 | |
| 中央浄水場 | 圧力式ろ過装置による除鉄・除マンガン処理 |

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 自己水源の状況

自己水源は深井戸から汲み上げた地下水です。現在までの水質はおおむね良好な状況にあります。深井戸から水を通さない地層 (不透水層) の下にある水を汲み上げるため、地表からの影響を受けにくく、一般に地下水の流れる速さは非常に遅いため、水質は大きな変化がありません。

しかし、深井戸付近の不透水層に、水が通る箇所 (水みち) ができると地下水が汚染されることがあります。今後も計画的な水質検査を行って汚染を監視していきます。

(2) 原水及び浄水の水質状況

ア. 原水

自己水源の水質は、現在までおおむね良好な状況です。また、埼玉県企業局新三郷浄水場及び庄和浄水場から供給される浄水を原水として受水しています。この水は埼玉県により適切に管理され、水質基準値を下回っています。

イ. 浄水

浄水については水質基準値を下回っており、安全で良質な水であるといえます。しかし、中央浄水場の浄水施設等の老朽化が進んでいるため、薬剤注入と残留塩素の管理が重要となり、監視と制御に注意を払っています。

4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 第1～8号井（深井戸 8箇所）

自己水源の地下水が汚染されていないこと及び、浄水処理によって安全・良質に浄化できることを確認するための検査を行います。

水質基準項目51項目のうち消毒剤・消毒副生成物等の項目を除く39項目、及び水質管理目標設定項目27項目のうち消毒剤・消毒副生成物等の項目を除く21項目を検査します。浄水処理前なので消毒剤・消毒副生成物の検査を省略します。

また、浄水工程管理及び汚染の確認のため、その他3項目を検査します。

(2) 中央浄水場及び南部配水場（浄水場及び配水場の出口 2箇所）

浄水場及び配水場の出口において、給水栓に代えて検査を行う項目を含めて、水質基準項目51項目の水質検査を行います。また、水質管理目標設定項目6項目を検査します。（残留塩素はその他項目の遊離残留塩素として検査）

(3) コミュニティセンター及び古新田保育所（給水栓 2箇所）

浄水場及び配水場の配水区域に各1箇所の検査地点を設け、水質基準項目51項目を検査します。

水質管理目標設定項目については、使用していない消毒剤の項目を除く24項目を検査します。（残留塩素はその他項目の遊離残留塩素として検査）

また、1日に1回以上行う項目（色度、濁度及び残留塩素）については、水質自動監視装置で常時測定します。

※検査項目及び検査回数の詳細は「1.1 水質検査項目一覧表」をご参照下さい。

※クリプトスポリジウム関係（大腸菌、嫌気性芽胞菌）について検査します。

5 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法によって行います。

6 臨時の水質検査

下記の場合、状況に応じ水質基準項目等を検査します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他、水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他、必要と認められるとき。

7 放射性物質の検査

法令に定められた検査とは別に、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質の漏洩事故の関係で、地下水を浄水処理した水道水の安全性を確認するため、国のモニタリング方針に基づき、放射性物質の測定を実施します。

8 水質検査の自己／委託の区分

水質検査は、検査項目の種類が多く高い精度が求められます。高度な分析技術と経験を持つ技術者及び測定機器の設置等が必要で、費用が莫大となります。このため、本計画における検査はすべて、水道法第20条第3項の規定に基づき外部委託して行います。委託先は国土交通大臣及び環境大臣登録機関とします。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、インターネットの八潮市ホームページに掲載するとともに、市内公共施設の情報コーナー等に備え付けます。

この計画に基づき行われた水質検査の結果も、インターネットの八潮市ホームページに掲載するとともに、市内公共施設の情報コーナー等に備え付けます。

ホームページ・アドレス <http://www.city.yashio.lg.jp/>

水質検査計画・水質検査結果を入手できる市内公共施設

八潮市役所（840 情報資料コーナー）・八潮市役所駅前出張所・りらーと八幡（図書館）・りらーと八條（図書館）・八潮市水道部

10 水質検査の実施に際し配慮すべき事項

（1）検査結果の評価

検査ごとに結果を評価し、水質基準を超えるおそれがあるときは直ちに原因究明を行って対応します。

（2）検査計画の見直し

水質検査結果の評価及びお客様のご意見等を検討し、毎年見直しを行います。

（3）水質検査の精度・信頼性保証

検査を委託する機関が、公正な第三者機関による外部精度管理を受け、標準測定手順を整備するとともに適切な内部精度管理を行っていることを確認します。

（4）関係者との連携

水源その他の水道施設で災害・水質汚染事故等が発生、もしくは発生のおそれがある場合は必要に応じ、国・県の関係機関及び近隣市町、水質検査受託者等と連携し適切な対応を行います。

1 1 水質検査項目一覧表

原水水質検査(第1～8号井)

水質基準項目		省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	×	1回／年	1回／3月	汚染の早期発見
2	大腸菌	×	1回／年	1回／3月	汚染の早期発見
3	カドミウム及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
4	水銀及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
5	セレン及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
6	鉛及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
7	ヒ素及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
8	六価クロム化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
9	亜硝酸態窒素	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
12	フッ素及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
13	ホウ素及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
14	四塩化炭素	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
15	1,4-ジオキサン	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
17	ジクロロメタン	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
18	トリクロロエチレン	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
19	トリクロロエチレン	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
20	ベンゼン	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
21	塩素酸	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
22	クロロ酢酸	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
23	クロロホルム	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
24	ジクロロ酢酸	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
25	ジブromクロロメタン	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
26	臭素酸	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
27	総トリハロメタン	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
28	トリクロロ酢酸	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
29	ブromジクロロメタン	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
30	ブromホルム	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
31	ホルムアルデヒド	○	1回／年	—	消毒剤注入前のため省略
32	亜鉛及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
33	アルミニウム及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
34	鉄及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
35	銅及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
36	ナトリウム及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
37	マンガン及びその化合物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
38	塩化物イオン	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
40	蒸発残留物	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
41	陰イオン界面活性剤	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
42	ジェオスミン	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
43	2-メチルイソボルネオール	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
44	非イオン界面活性剤	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
45	フェノール類	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
47	pH値	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
48	味	○	1回／年	—	分析が困難のため
49	臭気	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
50	色度	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度
51	濁度	×	1回／年	1回／年	基本検査頻度

水質管理目標設定項目		省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	アンチモン及びその化合物	—	—	1回／年	過去の結果が目標値の1/10以下であり、3年に1回に省略
2	ウラン及びその化合物	—	—	1回／年	過去の結果が目標値の1/10以下であり、3年に1回に省略
3	ニッケル及びその化合物	—	—	1回／年	他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱う項目
4	—	—	—	—	亜硝酸態窒素が水質基準項目となったため削除
5	1,2-ジクロロエタン	—	—	1回／年	過去の結果が目標値の1/10以下であり、3年に1回に省略
6	—	—	—	—	トランス-1,2-ジクロロエチレンが水質基準項目となったため削除
7	—	—	—	—	1,1,2-トリクロロエタンは水質管理目標設定項目から削除
8	トルエン	—	—	1回／年	過去の結果が目標値の1/10以下であり、3年に1回に省略
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	—	1回／年	過去の結果が目標値の1/10以下であり、3年に1回に省略
10	亜塩素酸	—	—	—	消毒剤注入前のため省略
11	—	—	—	—	塩素酸が水質基準項目となったため削除
12	二酸化塩素	—	—	—	消毒剤注入前のため省略
13	ジクロロアセトリル	—	—	—	消毒剤注入前のため省略
14	抱水クロール	—	—	—	消毒剤注入前のため省略
15	農薬類	—	—	1回／年	過去の結果が目標値の1/10以下であり、3年に1回に省略
16	残留塩素	—	—	—	消毒剤注入前のため省略
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	—	1回／年 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
18	マンガン及びその化合物	—	—	1回／年 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
19	遊離炭酸	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
20	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	1回／年	過去の結果が目標値の1/10以下であり、3年に1回に省略
21	メチル-tert-ブチルエーテル	—	—	1回／年	過去の結果が目標値の1/10以下であり、3年に1回に省略
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、有機物(TOC)との相関の把握、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
23	臭気強度(TON)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
24	蒸発残留物	—	—	1回／年 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
25	濁度	—	—	1回／年 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
26	pH値	—	—	1回／年 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合及び、消毒副生成物の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
28	従属栄養細菌	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
29	1,1-ジクロロエチレン	—	—	1回／年	過去の結果が目標値の1/10以下であり、3年に1回に省略
30	アルミニウム及びその化合物	—	—	1回／年 ※	使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
31	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	—	—	1回／年	毎年実施
その他項目		—	—	回数	
	嫌気性芽胞菌	—	—	1回／3月	汚染の早期発見のため
	アンモニア態窒素	—	—	1回／月	浄水工程管理のため
	電気伝導率	—	—	1回／月	浄水工程管理のため

※:基準項目と重複

配水水質検査(中央浄水場出口)

水質基準項目		省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
9	亜硝酸態窒素	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
18	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
23	クロホルム	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
25	ジブromクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目(次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため)
27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
29	ブromジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
30	ブromホルム	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
33	アルミニウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
34	鉄及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	6回／年	県水の水源に原因藻類の発生のおそれがあるため
43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	6回／年	県水の水源に原因藻類の発生のおそれがあるため
44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
47	pH値	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
48	味	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
49	臭気	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
50	色度	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
51	濁度	×	1回／月	1回／月	省略不可項目

水質管理目標設定項目		省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	アンチモン及びその化合物	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
2	ウラン及びその化合物	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
3	ニッケル及びその化合物	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
4	—	—	—	—	亜硝酸態窒素が水質基準項目となったため削除
5	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
6	—	—	—	—	トランス-1,2-ジクロロエチレンが水質基準項目となったため削除
7	—	—	—	—	1,1,2-トリクロロエタンは水質管理目標設定項目から削除
8	トルエン	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
10	亜塩素酸	—	—	—	原因となる薬品を使用していない(使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目)ため省略
11	—	—	—	—	塩素酸が水質基準項目となったため削除
12	二酸化塩素	—	—	—	原因となる薬品を使用していない(使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目)ため省略
13	ジクロロアセトニトリル	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
14	抱水クロラール	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
15	農薬類	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
16	残留塩素	—	—	—	次亜塩素酸ナトリウム注入管理のため
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
18	マンガン及びその化合物	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
19	遊離炭酸	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
20	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
21	メチル-tert-ブチルエーテル	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
23	臭気強度(TON)	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
24	蒸発残留物	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
25	濁度	—	—	1回／月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
26	pH値	—	—	1回／月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合及び、消毒副生成物の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
28	従属栄養細菌	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
29	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
30	アルミニウム及びその化合物	—	—	1回／3月 ※	使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
その他項目			—	回数	
遊離残留塩素		—	—	1回／月	次亜塩素酸ナトリウム注入管理のため

※:基準項目と重複

配水水質検査(南部配水場出口)

水質基準項目		省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
9	亜硝酸態窒素	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
18	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
23	クロホルム	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
25	ジブromクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目(次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため)
27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
29	ブromジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
30	ブromホルム	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
33	アルミニウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
34	鉄及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	6回／年	県水の水源に原因藻類の発生のおそれがあるため
43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	6回／年	県水の水源に原因藻類の発生のおそれがあるため
44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
47	pH値	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
48	味	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
49	臭気	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
50	色度	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
51	濁度	×	1回／月	1回／月	省略不可項目

水質管理目標設定項目		省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	アンチモン及びその化合物	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
2	ウラン及びその化合物	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
3	ニッケル及びその化合物	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
4	—	—	—	—	亜硝酸態窒素が水質基準項目となったため削除
5	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
6	—	—	—	—	トランス-1,2-ジクロロエチレンが水質基準項目となったため削除
7	—	—	—	—	1,1,2-トリクロロエタンは水質管理目標設定項目から削除
8	トルエン	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
10	亜塩素酸	—	—	—	原因となる薬品を使用していない(使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目)ため省略
11	—	—	—	—	塩素酸が水質基準項目となったため削除
12	二酸化塩素	—	—	—	原因となる薬品を使用していない(使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目)ため省略
13	ジクロロアセトニトリル	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
14	抱水クロール	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
15	農薬類	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
16	残留塩素	—	—	—	次亜塩素酸ナトリウム注入管理のため
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
18	マンガン及びその化合物	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
19	遊離炭酸	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
20	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
21	メチル-tert-ブチルエーテル	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
22	有機物等(過マンガニ酸カリウム消費量)	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
23	臭気強度(TON)	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
24	蒸発残留物	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
25	濁度	—	—	1回／月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
26	pH値	—	—	1回／月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合及び、消毒副生成物の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
28	従属栄養細菌	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
29	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
30	アルミニウム及びその化合物	—	—	1回／3月 ※	使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	—	—	—	給水末端で検査を行うため省略
その他項目				回数	
遊離残留塩素		—	—	1回／月	次亜塩素酸ナトリウム注入管理のため

※: 基準項目と重複

給水水質検査(コミュニティセンター)

水質基準項目		省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
9	亜硝酸態窒素	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
18	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
23	クロホルム	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
25	ジブromクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目(次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため)
27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
29	ブromジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
30	ブromホルム	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
33	アルミニウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
34	鉄及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	6回／年	県水の水源に原因藻類の発生のおそれがあるため
43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	6回／年	県水の水源に原因藻類の発生のおそれがあるため
44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
47	pH値	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
48	味	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
49	臭気	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
50	色度	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
51	濁度	×	1回／月	1回／月	省略不可項目

水質管理目標設定項目		省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	アンチモン及びその化合物	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
2	ウラン及びその化合物	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
3	ニッケル及びその化合物	—	—	1回／年	他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱う項目
4	—	—	—	—	亜硝酸態窒素が水質基準項目となったため削除
5	1,2-ジクロロエタン	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
6	—	—	—	—	トランス-1,2-ジクロロエチレンが水質基準項目となったため削除
7	—	—	—	—	1,1,2-トリクロロエタンは水質管理目標設定項目から削除
8	トルエン	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
10	亜塩素酸	—	—	—	原因となる薬品を使用していない(使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目)ため省略
11	—	—	—	—	塩素酸が水質基準項目となったため削除
12	二酸化塩素	—	—	—	原因となる薬品を使用していない(使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目)ため省略
13	ジクロロアセトニトリル	—	—	1回／年	消毒副生成物の観点から着目すべき項目(他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱う)
14	抱水クロール	—	—	1回／年	消毒副生成物の観点から着目すべき項目(他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱う)
15	農薬類	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合及び、他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱う項目
16	残留塩素	—	—	—	消毒副生成物の観点から着目すべき項目のため、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
18	マンガン及びその化合物	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
19	遊離炭酸	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
20	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
21	メチル-tert-ブチルエーテル	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、有機物(TOC)との関連の把握、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
23	臭気強度(TON)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合及び、消毒副生成物の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
24	蒸発残留物	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
25	濁度	—	—	1回／月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
26	pH値	—	—	1回／月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合及び、消毒副生成物の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
28	従属栄養細菌	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
29	1,1-ジクロロエチレン	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
30	アルミニウム及びその化合物	—	—	1回／3月 ※	使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
その他項目				回数	
遊離残留塩素		—	—	1回／月	次亜塩素酸ナトリウム注入管理のため

※:基準項目と重複

給水水質検査(古新田保育所)

水質基準項目		省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
9	亜硝酸態窒素	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
18	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
23	クロホルム	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
25	ジブromクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目(次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため)
27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
29	ブromジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
30	ブromホルム	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
33	アルミニウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
34	鉄及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	6回／年	県水の水源に原因藻類の発生のおそれがあるため
43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	6回／年	県水の水源に原因藻類の発生のおそれがあるため
44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3月	基本検査頻度
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
47	pH値	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
48	味	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
49	臭気	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
50	色度	×	1回／月	1回／月	省略不可項目
51	濁度	×	1回／月	1回／月	省略不可項目

水質管理目標設定項目		省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	アンチモン及びその化合物	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
2	ウラン及びその化合物	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
3	ニッケル及びその化合物	—	—	1回／年	他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱う項目
4	—	—	—	—	亜硝酸態窒素が水質基準項目となったため削除
5	1,2-ジクロロエタン	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
6	—	—	—	—	トランス-1,2-ジクロロエチレンが水質基準項目となったため削除
7	—	—	—	—	1,1,2-トリクロロエタンは水質管理目標設定項目から削除
8	トルエン	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
10	亜塩素酸	—	—	—	原因となる薬品を使用していない(使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目)ため省略
11	—	—	—	—	塩素酸が水質基準項目となったため削除
12	二酸化塩素	—	—	—	原因となる薬品を使用していない(使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目)ため省略
13	ジクロロアセトニトリル	—	—	1回／年	消毒副生成物の観点から着目すべき項目(他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱う)
14	抱水クロール	—	—	1回／年	消毒副生成物の観点から着目すべき項目(他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱う)
15	農薬類	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合及び、他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱う項目
16	残留塩素	—	—	—	消毒副生成物の観点から着目すべき項目のため、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
18	マンガン及びその化合物	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
19	遊離炭酸	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
20	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
21	メチル-tert-ブチルエーテル	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
22	有機物等(過マンガニ酸カリウム消費量)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、有機物(TOC)との関連の把握、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
23	臭気強度(TON)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合及び、消毒副生成物の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
24	蒸発残留物	—	—	1回／3月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
25	濁度	—	—	1回／月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
26	pH値	—	—	1回／月 ※	水源が河川水(地下水を含む)である場合及び、消毒副生成物の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
28	従属栄養細菌	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
29	1,1-ジクロロエチレン	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
30	アルミニウム及びその化合物	—	—	1回／3月 ※	使用している資機材及び薬品の観点から着目すべき項目、おいしい水等、より高い水道水の供給を目指すため
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	—	—	1回／年	水源が河川水(地下水を含む)である場合に着目すべき項目
その他項目				回数	
遊離残留塩素		—	—	1回／月	次亜塩素酸ナトリウム注入管理のため

※:基準項目と重複